

文化審議会文化政策部会舞台芸術ワーキング・グループ
文化芸術推進基本計画に向けた意見

平成 29 年 10 月 4 日
文化審議会文化政策部会
舞台芸術ワーキング・グループ

1. 我が国の舞台芸術をめぐる現状と課題

(現状)

- 文化芸術振興による効果として「子供の心豊かな成長」を挙げた者が最も多く約 45%、「地域社会・経済の活性化」が 41%、「人々が生きる楽しみを見出せる」が 37.5%、「地域に対する愛着や誇りの造成」が 29.4%となっており、心の豊かさや生きる喜びへの期待が最も多く、次いで地域社会・経済の活性化への期待が多い。
- (独)日本芸術文化振興会基金部に位置づけられたアーツカウンシル機能は、平成 28 年度から本格稼働となった。現在、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能の 4 分野にプログラムディレクター、プログラムオフィサーが配置されている。
- ASEAN加盟 10 か国に対する調査によると、「日本に対する印象」として、「豊かな伝統と文化をもつ国」が 53%、「アニメ、ファッション、料理など新しい文化を発信する国」が 37%となっており、我が国の新旧の文化への関心が高いようすが伺える。
- 我が国の音楽関連創造活動の行動者率の男女別・世代別間の傾向として、例えば、「楽器の演奏」は 10～14 歳が最も多く、男性は 21%、女性は 45%となっている。全体として、社会人となる世代に向けて音楽による創造活動をする傾向が低くなっている。舞踊においても、就業している世代にあたる 20 歳から 59 歳では行動者率が低くなる傾向がみられる。
- 全国の劇場・音楽堂等の状況については、座席数 300 席以上を有する劇場・音楽堂等は全国で 1,851 施設あり、このうち公立 1,743 (94%)、私立 102 (5%)、独立行政法人 6 施設である。都道府県別にみると、東京都 125 (6.8%)、福岡県 81 (4.4%)、愛知県 77 (4.2%)の順となっている。大都市圏への集中は

見られるものの、劇場・音楽堂は全国に広く整備されている。また、1990年代に建設された施設が多く、大規模改修の必要に迫られている施設も少なくない。

- 劇場・音楽堂等の専門的人材については、十分に確保されている施設は、21.6%に留まり、企画制作、管理運営、舞台技術者、マーケティング、ファンドレイジングの順で、専門的人材が不足している。
- 我が国における芸術祭については、近年、全国各地で音楽、演劇、映画、美術など300を越える祭典が開かれている。近年、特にポピュラー音楽の大規模なフェスティバル、美術の芸術祭についても多くの来場者を集め、注目されている。
- 平成29年3月の大学卒業者数432,088人のうち、芸術系学部の卒業生数は9,432人と全体の2%を占めている。また、「美術・写真デザイナー・音楽・舞台芸術家」就職者数は5,173人と全体の1%を占めている。さらに、芸術系学部卒業者数9,432人を産業別で就業者数を見ると、「情報通信業」1,538人(16%)、「製造業」1,380人(15%)となっており、芸術系以外の分野への就業も多く見られる。また、芸術関係就業者の就業人口に占める割合は0.5%であり、音楽家、舞踊家、俳優等の年齢分布を見ると、30歳以降に多数離職する状況になっている。
- 文化施設のバリアフリー化は進みつつあるものの、障害者が芸術を鑑賞する機会、ならびに芸術活動に参加する機会は依然多いとは言えない。

(課題)

- 我が国の芸術水準の飛躍的向上を図り、且つまたオリジナル性に富んだ優れた作品を創造していくことによって、我が国の芸術文化の国際的な競争力を高めるとともに、我が国の文化をより効果的に海外に発信することにより、日本文化のブランド価値を高めることが求められている。
- 文化庁からの助成事業の移管や公正な助成システムの構築を目指すため、(独)日本芸術文化振興会基金部におけるアーツカウンシル機能をより一層強化すると共に、プログラムディレクターやプログラムオフィサーの増員や組織体制の強化が求められている。

- 大都市圏以外の離島・へき地をはじめ全国の多くの地域で、優れた舞台芸術を鑑賞する機会が少ない。
- 平成 24 年劇場・音楽堂等の活性化に関する法律が制定され、全国の劇場・音楽堂等の活動は活発化しているものの、地域の中核的な劇場・音楽堂については、自主事業運営にあたって財源の確保や専門的人材の強化が求められている。また、地域間格差を解消するため、巡回公演等の取組が必要である。
- 文化芸術のフェスティバルの開催は活発化し、メディアで特集されるなど認知度が高まりつつあるが、海外まで広く認知されているとは言えず来場者に占める訪日外国人の割合も低水準（5%未満がほとんど）である。
- 音楽家、舞踊家を中心に世界的に活躍する実演家が増えているが、我が国の舞台芸術の世界へのアピールが足りないと同時に、海外からも高い評価を得られる公演や、国際的に評価の高い芸術家が国内において恒常的に活躍できる場・機会が少ない。
- 文化芸術は、人々に感動や生きる喜びを与え、心豊かな生活を送るうえで不可欠であるが、年齢や障害の有無等により文化芸術に触れる機会に恵まれない者もある。

参考：内閣府「文化に関する世論調査」（平成 28 年 11 月）

外務省「ASEAN における対日世論調査（2016 年 11 月）」

総務省統計局「平成 28 年社会生活基本調査 第 4 表 男女、年齢、趣味・娯楽の種類別行動者率、平均行動日数」

文部科学省「平成 27 年度社会教育統計（社会教育調査報告書）」

文化庁委託事業「平成 28 年度劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」〔国公立施設編〕

文部科学省「平成 29 年度 学校基本調査 高等教育機関 卒業後の状況調査 大学の職業別就職者数」

2. 舞台芸術の振興のための今後の方向性

「文化芸術推進基本計画（第 1 期）に係る基本的な考え方について（案）」（平成 29 年 8 月 29 日第 15 期文化政策部会配布資料）では、「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」に定められた中長期的な目標を実現するため、「今後 5 年間の基本的な方向性」として 6 つの戦略が定められている。

➤「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」

(1) 創造的で活力ある社会

創造的な文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれる、活力ある社会が形成されている。

(2) 心豊かで多様性のある社会

文化芸術を通して社会参画の機会がひらかれ、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

(3) 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

(4) 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するため、持続可能で回復力のあるプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体等が活躍している。

➤「今後5年間の基本的な方向性」

【戦略1】 創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

【戦略2】 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進

【戦略3】 文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進

【戦略4】 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

【戦略5】 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成支援

【戦略6】 持続可能で回復力のある文化芸術に関わる団体等による地域のプラットフォームの形成

3. 今後5年間で取り組む具体的施策

- 文化の祭典でもあり、世界が注目する2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会(以下、「2020東京大会」という。)を契機として、5年後には我が国の舞台芸術が、世界的に正当に評価され、舞台芸術活動創造や芸術に関する専門性が生かされる仕事が若者たちの憧れとなり、舞台芸術分野の優れた人材に活躍の場があたえられる好循環が生まれることを目指す。
- 我が国が得意とするIT、デジタル技術、マンガ、アニメ等のメディア芸術及び、独自の伝統文化を活用した舞台芸術作品をはじめ、オリジナル性に富んだ作品の創造等も含めた舞台芸術等を推進する。また、訪日外国人が舞台芸術分野の鑑賞者の中に一定の割合で占めるよう、関係機関等と連携し必要な施策を講じる。

- 文化芸術が一部の愛好者のためのものでなく、全ての国民のものであると認識されることが重要である。このため、舞台芸術の社会的価値を上げる活動を実演者等の関係者が積極的に行うことにより、高齢者、障害者など全ての人々がいろいろな形で芸術文化を鑑賞、参加、創造できる共生社会の実現を目指す。
- 従来の欧米との国際文化交流だけでなく、東アジアをはじめとするアジア・オセアニア諸国との交流の拡充を図る。

(1) 創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

舞台芸術に対する効果的な投資により、我が国の芸術水準の向上やグローバルに活躍する人材育成、全国で開催される音楽祭などの文化芸術事業による国際発信の支援など、文化芸術資源によるイノベーションや、舞台芸術を担う者が一層尊敬、尊重されるような持続可能性のある芸術文化の社会を実現するため、次のような施策を展開する。

(具体的施策)

- ア 我が国の芸術水準が高い舞台芸術創造活動が活発に行われる状況が確保されることが、文化の効用等を論じる上での前提であるため、国は、芸術水準の向上の直接的な牽引力となることが期待される優れた公演活動や、オリジナル性に富んだ新たな創作活動など、国内で実施する舞台芸術創造活動の支援の一層の充実を図る。
- イ 国は、2020東京大会をひとつの契機に、世界における日本の芸術文化への関心と評価を高めるため、グローバルに活躍する人材や組織を通じたネットワークを構築・強化しつつ、世界のトップと評価される新たな芸術文化の創造と発信など、戦略的な施策を展開し、芸術文化に対する投資が一定の経済効果を生み、新しい投資に循環することが期待できるよう、文化による国家ブランド戦略の構築と社会的・経済的価値等の創出を図る。
- ウ 国は、(独)日本芸術文化振興会基金部において、舞台芸術を含めた文化芸術への支援をより有効に行うため、資金面も含めた専門的な助言・相談、申請事業の審査、助成事業の事後評価、調査研究等の機能を更に強化するために必要な措置を講ずる。
- エ 国は、日本全国で開催される音楽祭や芸術祭など地域の行事を核とした文化芸術事業を充実・発展させ、民間企業とも提携しつつ、観光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野と有機的な連携

を図るなどの、持続的に世界にアピールする取組を支援する。

(2) 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進

国際文化交流・協力を推進するとともに、我が国の優れた音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術を戦略的かつ積極的に発信し、国家ブランディングの推進を図るため、次のような施策を展開する。

(具体的施策)

ア 国は、70年以上開催してきた我が国の舞台芸術の祭典である文化庁芸術祭について、優れた芸術家・芸術活動の顕彰や、新進芸術家の登竜門として、我が国の舞台芸術水準の向上のみならず、国家ブランド向上にも資するよう一層の充実を図る。

イ 国は、我が国の優れた音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術を世界に発信するため、海外発信力のあるイベントの開催、海外の音楽祭や演劇祭への参加、国内における舞台芸術イベントの開催、海外（特に東アジア）の芸術団体との共同制作などの取組に対し、複数年を見据えた支援により、一層推進する。

また、日本独自の伝統的な文化と同時代的な最先端の文化が両方存在していることを海外へ発信する取組や、IT技術など多様な手法を活用した会場外への舞台芸術の提供等により、新たなマーケットを拡大する活動を促進する。さらに、国際文化交流から一步進んだ取組みとして、我が国の舞台芸術のアーカイブを継続的に海外に発信できる環境整備を促進する。

ウ 外国人等の利用の機会が拡充されるよう、快適で安全な劇場施設の整備、多言語化（国際手話を含む。）等の各種サービスの充実を図る。

エ 国は、2020年東京大会とその後を見据え、日本全国で開催されている文化芸術事業を充実・発展させ、民間企業や関連分野と連携して、継続的に世界へアピールできる国際的な文化芸術の発信拠点を形成する取組を支援する。

(3) 文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進

多文化の共生、異文化理解の促進など多様な価値観の形成や、高齢者、障害者の文化芸術活動への支援等、全ての人々が、あらゆる地域で容易に芸術文化を鑑賞、参加、創造できる環境を整え、舞台芸術による地域における包摂的環境

境の推進を図るため、次のような施策を展開する。

(具体的施策)

ア 国及び地方公共団体は、幼児期を含む子供の頃からの舞台芸術の鑑賞・体験等の機会が、豊かな感性・情操や、創造力・想像力を養う上で効果があることから、一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な舞台芸術を鑑賞・体験する取組を推進する。

この取組の推進に当たっては、子供の鑑賞機会の格差を生じさせないため、義務教育期間中の子供たち（特別支援学校を含む。）に対し、国として3回以上提供し、地方公共団体における自主事業等も含め、義務教育期間中毎年1回は、舞台芸術等の鑑賞・体験ができる環境を整えることを目指す。その際、障害者の鑑賞環境に配慮した取組を推進する。

イ 国は、文化部活動が、文化に親しみ、生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感を養うなど、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであることから、地方公共団体と連携して、文化部活動の現状など調査し、「文化部のインターハイ」として知られる全国高等学校総合文化祭をはじめとした文化部活動の環境を一層充実させる。また、国及び地方公共団体は、文化部活動を支える部活動指導員について、中文連、高文連、芸術系大学等と連携し、配置を促進する。

ウ 国は、地方公共団体と連携して、文化活動への参加の意欲を喚起し、新しい芸能、文化の創造を促し、地方文化の発展に寄与する国民文化祭を充実させ、国民の参加や鑑賞機会の充実を図る。

エ 国は、芸術団体、地域の劇場・音楽堂等と連携して、劇場・音楽堂等相互間の連携協力による地域の舞台芸術制作能力の向上に資するような共同制作や巡回公演の促進、芸術団体へ委託する巡回公演についても、柔軟な運用により、舞台芸術の鑑賞する機会の地域間格差を解消する取組を促進する。その際、実演芸術を活用した地域の社会課題を解決する取組も併せて促進する。

オ 国は、障害者の文化芸術活動参加の機会の拡大に向けて、文化芸術の鑑賞等に係るバリアフリー化（日本語字幕、手話通訳、音声ガイド等の情報保障）、創造活動の充実、施設の利用環境の整備を図る取組を推進する。また、文化芸術の力を利用した高齢者、青少年等の社会参画の推進を図る。

(4) 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

国内外において実践的な研修や国際的な人的交流の機会を提供し、将来の舞台芸術の振興を担う若手芸術家等を育成する。また、学校における音楽や美術

などの芸術教育による表現や鑑賞を通じて、生活や社会の中の芸術文化と豊かに関わる資質・能力を育成するため、次のような施策を展開する。

(具体的施策)

ア 国は、我が国の将来の舞台芸術の振興のため、音楽、舞踊、演劇、舞台美術等の各分野の将来を担う芸術家等に、国内外での実践的な研修や国際的な人的交流の機会を提供するなど、人材育成の一層の充実を図る。その際、障害者も参加できる環境の整備に努める。

イ 国は、(独)日本芸術文化振興会の劇場部門を通じて、中期計画に基づき、我が国の伝統芸能を保持するため、歌舞伎、大衆芸能、能楽、文楽、組踊の各分野の伝承者の養成や、国際的な活躍が期待できる水準のオペラやバレエの実演家、確かな演技力を備えた次代の演劇を担う実演家の育成の拡充を図る。

ウ 国は、文化芸術基本法第二条第八項に基づき、児童、生徒に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学習指導要領を踏まえた音楽や美術などの芸術教育における表現や鑑賞を通して、音楽等を愛好する心情や感性をはぐくむなど、生活や社会の中の芸術文化と豊かに関わる資質・能力を育成することを目指す。

エ 国は、(独)日本芸術文化振興会の劇場部門を通じて、古典を伝承した伝統芸能や、国際的に比肩し得る高い水準の自主制作による現代舞台芸術の公演を行い、その一層の振興と普及を図る。

オ 国は、上記イの国立劇場・新国立劇場における新進芸術家の育成にとどまらず、民間芸術団体における人材育成の取組みに対しても、その充実を図るよう努める。また、一定の舞台経験を積んだ芸術家に対しても、その鍛錬の場が設けられるよう配慮する。

(5) 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成支援

文化芸術への造詣が深い、良質な芸術文化団体、劇場・音楽堂の経営者、舞台芸術に関する企画・制作者や技術者、資金調達・マーケティング等のアートマネジメントに関する専門的人材を確保・育成支援するため、次のような施策を展開する。

(具体的施策)

ア 国は、芸術文化団体、地域の劇場・音楽堂等と連携して、舞台芸術を支える制作者、技術者、経営者、実演家などの専門的人材の育成や、文化ボ

ランティア育成等の取組を推進する。併せて、障害者の舞台芸術活動参加に係る支援者育成の取組をも推進する。

イ 国は、地方公共団体において、地域の文化芸術に熟知し、自立した文化芸術活動に求められるマネジメント力等を備えた専門的人材を確保することができるよう、地域の劇場・音楽堂等が行う事業や地域の文化芸術資源を活用した事業などの機会を通じて、専門的人材を育成する取組を積極的に支援する。

ウ 国は、芸術系大学等と連携して、大学の有する教員や教育研究機能、施設などの資源を積極的に活用して、実演芸術のアートマネジメント等に関する専門的人材を総合的・体系的・実践的に養成する取組を推進する。

※実演芸術のアートマネジメントを担う人材に求められる能力として、実演芸術に関する幅広い知識を持ち、芸術の受け手のニーズをくみ上げ、魅力的な公演を企画する能力、文化芸術の価値を地域や行政にわかりやすく説明する能力、公演の実施に必要な資金獲得、営業・渉外交渉等の業務を行う能力や、障害者に対する合理的配慮が出来る能力などが挙げられる。

(6) 持続可能で回復力のある文化芸術に関わる団体等による地域のプラットフォームの形成

地域における文化芸術活動を充実するため、地域の文化施設、社会教育施設、福祉施設等を有効に活用するとともに、文化芸術団体と地方公共団体、学校、民間事業者及び福祉団体等との連携を促進し、地域のプラットフォームの形成に資するよう、次のような施策を展開する。

(具体的施策)

ア 国は、地方公共団体を中心となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに取り組む地域の文化資源を活用した文化芸術事業を支援する。

イ 国は、(独)日本芸術文化振興会基金部の人的体制・機能等や民間資金の活用をより一層強化・促進し、同基金部と地域におけるアーツカウンシルとの連携を促進し、資金調達面も含めた地域の文化芸術施策推進体制の整備・強化を図る。

ウ 国は、地域の中小の様々なホールを牽引する中核的な劇場・音楽堂等への支援の充実を図るとともに、芸術団体、地域の劇場・音楽堂等と連携して、舞台芸術を鑑賞する機会の地域間格差等を解消する取組に対する支援の充実を図る。

エ 国は、施設大規模改修に関する情報提供や起債等も含めた財源の工夫等を図り、地域の劇場・音楽堂等施設の機能向上に向けた施設整備を促進する。

オ 国は、稽古場・情報提供・交流機能を備えた舞台芸術支援施設（アートセンター）の全国各地域への設置を検討する。

4. 進捗状況を測るための指標候補

「今後5年間の基本的な方向性」の進捗状況を測るための指標として、例えば、次の事項が考えられる。

- ・ 国民の誇りとして「文化・芸術」があげられている割合（舞台芸術公演への興味の増加）
- ・ 実演芸術における国際交流事業総数の増加
- ・ 国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加率の増加
- ・ 高齢者、障害者、在留外国人、子供（未就学、小中学生、高校生、特別支援学校を含む）の文化芸術活動の参加率の増加
- ・ 劇場・音楽堂等における多言語化、バリアフリー化（設備、広報、観劇サポートを含む）の対応率
- ・ 文化施設（劇場・音楽堂等）における専門的人材の雇用人数
- ・ 地域の文化的な環境の満足度
- ・ 国民の文化活動への寄付活動を行う割合
- ・ 地方公共団体における、文化芸術に関する条例数、指針（計画）の策定数